

議 事 録

第 3 回

東村農業委員会総会

平成31年3月25日

東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成31年3月25日(月) 午後1時30分～午後 時 分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（5人）

1番（会長）	肥 後 豊 光	2番（委員）	渡 邊 勉
3番（委員）	吉 元 博	5番（委員）	喜屋武 美恵子
6番（委員）	比 嘉 昌 太	7番（職務代理）	宮 城 善 則

農地利用最適化推進委員（5人）

金 城 良 信	宮 城 哲 也
親 泊 康 博	奥 本 弘 幸
外 間 一 功	

4. 欠席委員：6番 比嘉 昌太 委員
5. 議事録署名委員：2番 渡邊 勉 3番 吉元 博
6. 書 記：農業委員会事務局 久高将治
7. 議 案：議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(職務代理) ※開会の前に、本日、会長の肥後委員が体調不良でありますので、会長に代わりまして、わたくし職務代理の宮城が本日の議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、ただいまより、平成31年第3回東村農業委員会総会を開催致します。
会議の出欠状況を報告致します。農業委員の出席者 5 名、欠席者 1 名です。よって、本日の会議は、会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、会議規則第13条の規定により、本日の議事録署名委員に、2番渡邊委員と、3番吉元委員を指名します。

また、書記には、事務局の久高を指名します。お手元に配布していますように、本会議に提出されております案件は、議案第10号から議案第11号までの2件の議案となっております。

(3条①)

議長 それでは、議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号1について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字慶佐次港原地内の農地の賃貸借設定に係るもので、譲受人は農地法第3条第2項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。
従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案します。
御審議の程よろしくお願いいたします。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号1について、討論を省略し、審議結果を可とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号1について、審議結果を可とすることに決定されました。

(3条②)

議長

次に、議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号2について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字平良伊是名原地内の農地の所有権移転に係るもので、譲受人は農地法第3条第2項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案します。御審議の程よろしくをお願いします。

議長

以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長

質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号2について、討論を省略し、審議結果を可とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことでありますので、議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号2について、審議結果を可とすることに決定されました。

(5条)

議長

次に、議案第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の整理番号4について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字宮城美里原地内において、沖縄総合農産加工(株)が、同加工場から出たシークワサーの絞りが残さを一時的に保管するため使用し、使用期間が終了した後には農地への現状復旧を行うとの事であります。従いまして、事務局といたしましては、許可相当という意見で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

議長

以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 11 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 4 について、討論を省略し審議結果を許可相当とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第 11 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 4 について、審議結果を許可相当とすることに決定されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第 3 回東村農業委員会総会を閉会致します。皆さんお疲れ様でした。